7　政令附則第十七条の二第一項第二号に規定する災害その他の総務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一　租税特別措置法施行規則第十三条の三第十二項第一号及び第二号に掲げる事情

［二　略］

8　法附則第三十四条の二第九項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第十三項に規定する書類とする。

［9～12　略］

（道府県民税配当割納入申告書等の特例）

第十八条　法附則第三十三条の二の二第二項、附則第三十三条の二の三第二項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定の適用がある場合における第三条の十第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［表略］

（政令附則第十八条の六の四第二項又は第五項の明細書）

第二十条の二　政令附則第十八条の六の四第二項又は第五項に規定する総務省令で定める明細書は、租税特別措置法施行規則第十八条の十七第一項に掲げる項目を記載した特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書とする。

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

第二十条の三　法附則第三十五条の三の七第四項又は第十項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書の様式は、第五号の四様式によるものとする。

2　前年中に生じた法附則第三十五条の三の七第二項又は第八項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額について、同条第一項又は第七項の規定により、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の法附則第三十五条の三の六第一項又は第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の三の七第四項又は第十項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に、第五十六号様式による附属申告書を添付しなければならない。

3　前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の三の七第二項又は第八項に規定する特定暗号資産の譲渡に係る損失の金額（同条第一項又は第七項の規定により前年前において控除されたものを除く。）について、これらの規定により、法附則第三十五条の三の六第一項又は第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の三の七第四項又は第十項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に、第五十七号様式による附属申告書を添付しなければならない。

7　［同上］

一　租税特別措置法施行規則第十三条の三第十一項第一号及び第二号に掲げる事情

［二　同上］

8　法附則第三十四条の二第九項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第十二項に規定する書類とする。

［9～12　同上］

（道府県民税配当割納入申告書等の特例）

第十八条　法附則第三十三条の二の二第二項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定の適用がある場合における第三条の十第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［表同上］

［新設］

［新設］